

補助金等適正化チェックシート

補助金等の名称		長久手市犬・猫マイクロチップ装着費補助金				担当部課	くらし文化部環境課	
---------	--	----------------------	--	--	--	------	-----------	--

基本情報	支出根拠		補助要綱	有	長久手市犬・猫マイクロチップ装着費補助金交付要綱					
			根拠法令等	有	動物の愛護及び管理に関する法律					
	総合計画	基本目標	6 あえて歩いてみたくなるまち-都市経営			会計区分	一般会計			
		政策	6-2 暮らして心地よい生活環境の形成			予算区分	4-1-3 環境衛生費			
		施策	6-2-3 良好な住環境の形成			中事業名	畜犬管理事業			
	補助制度開始年度		令和4 年度	制度終了(予定)年度	令和6 年度	細節名称	補助金			
	交付先(団体名)又は対象者		長久手市に在住する者で、補助対象動物に動物病院でマイクロチップ装着を実施し、その装着費用を支払ったもの			交付年数【※】	通算 2年			
	会員数【※】					年 月 日現在	会費【※】			
	他団体への交付【※】					制度の周知方法【※】				
	ガイドラインの適用		適用(予定)	令和4年度						
			例外規定	無し						
	最新年度の補助内容		補助対象経費	市民が市内で飼育する犬又は猫にマイクロチップを装着する費用						
			補助対象事業費の総額	200,000円		補助金額	50,000円		事業全体の補助率	25%
			特記事項	一世帯あたり1年度につき2頭まで 一頭につき上限1,000円						

補助金等の目的・内容・効果	目的	(市民生活の維持・向上に資するものか) 動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨に基づき、市民の所有する飼い犬及び飼い猫にマイクロチップの装着を推進することにより、所有者明示の措置を講ずることに関する普及啓発を行うこと			
	内容	(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入) 市内で住所を有する者が市内で飼育する飼い犬及び飼い猫にマイクロチップの装着に係る経費を1頭あたり1,000円を上限に補助する			
	事業費補助の実績 (団体の主な活動の実績) ※今年度は予定	R3年度実績 (2021)	R4年度実績 (2022)	R5年度実績 (2023)	R6年度予定 (2024)
			12頭	2頭	
		補助対象事業費		53,100円	10,000円
	補助金額		12,000円	2,000円	予算額 50,000円
	財源	国及び県			
		市(一般財源)	12,000円	2,000円	50,000円
		その他			
	補助金等の効果 ※今年度は予定		2匹の犬と10匹の猫にマイクロチップを装着し、所有者明示に役立った。	1匹の犬と1匹の猫にマイクロチップを装着し、所有者明示に役立った。	飼い犬及び飼い猫にマイクロチップを装着することにより所有者明示の措置を講ずることに対する市民の意識が高まる
今後の方向性・担当部署の自由意見	この制度はマイクロチップ装着により所有者明示の措置を講ずることに関する普及啓発を目的とするもので、概ね3年を目処に補助を行う				

【※】欄は、団体補助のみ

確認の視点		チェック	左記のチェック内容とした理由	
公益性	補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか	○	畜犬の管理・所有者の明示は暮らし心地よい生活環境の形成に必要である。	
	効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか	○	飼い主にも飼っていない人にも関わり、幅広い効果が見込まれる。	
	市民ニーズは認められるか	○	国の施策変更に伴い、社会的なニーズも高まっている。	
有効性・妥当性	補助金額に見合った効果があがっているか		○ 1匹の犬及び1匹の猫にマイクロチップを装着することにより、所有者明示に役立った。特に猫は登録制度が存在しないため、効果が高い。	
	社会情勢の変化により補助効果が薄れていないか		○ 犬の飼育頭数は年々増加しているため、補助を行う効果はある。	
	少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか		○ 本補助金は意識啓発を目的としているため、3年間は事業を継続して行く必要がある。	
	直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか		○ 令和4年度から開始した。	
	会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】		—	
	補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	狂犬病予防法の改正により令和4年6月以降に売買される犬・猫にはマイクロチップの装着が義務づけられているので、普及啓発のために3年を目処に補助する
		補助率や補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○	
		経費の使途は明確か	○	
		基準を逸脱して補助していないか	○	
		運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】	—	
	補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】		—	
市の施策的課題の解決につながるものか		○		
社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か		○		
補完性・公平性・透明性・他	市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか		○	
	委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】		—	
	補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか		○	令和4年度から開始し、令和6年度末に終了予定。
	補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特権的な恩恵を与えていないか）		○	
	同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】		—	
	補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか		○	
	事業の実施状況(実情)の確認、監査等が適切に実施されているか【※】		—	
	補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか		○	
総合評価	担当課の評価	評価理由、見直す場合はその内容		
	S	令和4年度から実施し、一定の効果はあったと見なし、令和6年度末に廃止する。		

【※】欄は、団体補助のみ